

「低未利用土地等確認書」の発行手続きについて（R2. 7. 1～）

1 申請について

- 提出先：南丹市役所地域振興課
- 南丹市が確認書を発行する低未利用土地確認書は、南丹市内に所在するもののみです。当該土地等が所在する市区町村に申請をお願いします。
- 申請書の提出から確認書の発行まで、1週間から10日間程度かかります。
- 確認書の発行について郵送を希望される場合は、郵送料金分の切手（定型封筒であれば84円切手）を貼付し、返信先の住所を記載した返信用封筒を、申請書と一緒にご提出ください。

2 提出書類について

- 申請書は、国土交通省又は南丹市のホームページからダウンロード（南丹市ホームページ内にリンクがあります）してください。
- 本特例措置を受けようとする本人の申請が必要です。「申請者」欄には、本特例措置の対象である本人の氏名等を記入してください。
- 対象者が複数（共有名義）の場合は、対象者全てを記入する必要があります。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な場合は控えを取ってからご提出ください。

【必要書類一覧表】

書類	備考
①低未利用土地等確認申請書 (別記様式 1-1)	<ul style="list-style-type: none">● 申請書等の内容確認のために南丹市から連絡する場合がありますので、連絡可能な連絡先の記入をお願いします。● 売買契約日または売買契約書に記載の所在地・譲渡日を記載ください。

②売買契約書の写し		<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書に記載のあった土地の売買であることを確認します。 ● 売買契約書から申請書に記載の譲渡日が確認できない場合、譲渡日が分かる書類（引渡確認書，所有権移転済みの土地の登記事項証明書等）も提出してください。
③以下（i～iv）のいずれかの書類		● 低未利用土地等であることを確認します。
i	空き家バンクへの登録が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 南丹市空き家バンク登録申込書の写しを提出してください。 ● ホームページを印刷したものでも構いません。 ● 提出ができない場合は、ご相談ください
ii	宅地建物取引業者による広告（現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示したもの）	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地建物取引業者により広告が行われていたものに限ります。 ● 広告やチラシのホームページを印刷したものでも構いません。 ● 譲渡までに発行されたものを提出してください。
iii	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用場所、使用中止日（契約廃止日）、発行日が確認できる書類を提出してください。 ● 使用中止日は、売買契約の締結日より1か月以上前である必要があります。
iv	その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類（i～iiiが用意できない場合）	● 別記様式1-2により、宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認します。
④以下（i～iii）のいずれかの書類		● 低未利用土地等の譲渡後の利用について確認します。
i	別記様式2-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買取引を仲介した宅地建物取引業者及び買主の記名があり、必要事項が全て記入されたものを提出してください。 ● 当該書類は、宅地建物取引業者から渡された状態（買主の個人情報保護のために封をした状態等）のまま提出してください。
ii	別記様式2-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合）	● 買主の記名があり、必要事項が全て記入されたものを提出してください。

iii	別記様式 3 (宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合) <u>※別記様式 2-1, 2-2 を提出できない場合に限る。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地建物取引業者の記名があり, 必要事項が全て記入されたものを提出してください。 ● 当該書類は, 宅地建物取引業者から渡された状態 (買主の個人情報保護のために封をした状態等) のまま提出してください。
⑤申請のあった土地等に係る登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡のあった年の 1 月 1 日において, 申請のあった土地等の所有期間が 5 年を超えている必要があります。 ● 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地において, 本特例を受けていないことが必要です。 	

3 注意事項

- ・「低未利用土地等確認書」は、特例措置を確約する書類ではありません。
- ・特例措置の適用対象となる譲渡要件の詳細 (各法令の条文の適用) 等については、管轄の税務署へお問い合わせください。

4 お問い合わせ先

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地 南丹市役所地域振興課

TEL : 0 7 7 1 - 6 8 - 0 0 1 9

電子メール : chiiki@city.nantan.lg.jp